

保育施設等の災害時における臨時休園の目安

【地震が発生したとき】

保育中	区内で震度5強以上または、震度5弱以下でも施設の利用ができない場合は休園に向け、園児を引き渡す [園児の安全を確保しながら、または状況に応じて園児を安全な場所に誘導し迎えを待つ]
開園前	区内で震度5強以上または、震度5弱以下でも施設の利用ができない場合は休園[施設の利用ができるまで、園児の受け入れを見合わせる]

【気象に関する避難情報が発令されたとき】

内閣府が示す「避難勧告等に関するガイドラインの警戒レベル」及び、「江戸川区ハザードマップ」にあわせ、江戸川区が発令する避難情報を基に臨時休園等の判断を行う。警戒レベルでは判断はしません。

保育中	避難指示	休園に向け、園児を引き渡す 【避難指示】 在園児がいる場合は、園児とともに所定の避難場所に避難する。避難後は避難場所で園児を引き渡す。
	高齢者等避難開始	【高齢者等避難開始】 避難指示までに園児の引き渡しが完了できるように保護者に迎えを依頼する。
開園前 ※1	災害発生	保育園は休園を基本とする [解除されるまで園児の受け入れを見合わせる]
	避難指示	
	高齢者等避難開始	

※1 当日午前6時の時点とする。その後、開園までに発令があった場合は、その時点で休園を基本とする。

【気象に関して鉄道の計画運休が実施されるとき】

区内を走る複数の鉄道路線が計画運休を実施する場合、その時点から休園することを基本とする。

鉄道の計画運休	<p>【保育中】 計画運休開始時刻までに園児の引き渡しが完了できるように保護者に迎えを依頼する。</p> <p>【開園前】 保育園は休園を基本とする。ただし、計画運休終了後、園の体制が整いしだい園児の受け入れを行う。</p>
---------	--

1. 避難情報等については、防災無線や江戸川区ホームページ等で情報提供をします。
2. 保育園の再開については、園の状況等を確認の上、保護者にお知らせください。
3. 警察・消防など区民の生命・財産を守る職業に従事される方の保育については、相談に応じてください。